

平成30年度第5回北海道地方独立行政法人評価委員会
試験研究部会 議事録

○開催日 平成31年1月11日(金) 13:30 ~ 13:50

○場所 道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

○出席者 (委員) 安藤部会長、安達委員、乙政委員、山本委員
(事務局) 総合政策部政策局研究法人室 横田室長、芹田参事、山田主幹ほか

○議事

- ・地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る知事の認可に関する評価委員会意見について

○資料

- ・資料1 地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る知事の認可に関する評価委員会意見について(案)
 - ・資料2-1 林産試験場不要財産について
 - ・資料2-2 (仮称)北海道立林業大学校基本計画(概要版)
 - ・資料2-3 (仮称)北海道立林業大学校基本計画
 - ・資料3-1 旧さけます・内水面水産試験場道北支場不要財産について
 - ・資料3-2 旧さけます・内水面水産試験場道北支場建物配置図
 - ・資料4 不要財産納付申請書
-

(事務局：芹田参事)

□ これより、平成30年度第5回試験研究部会を開催いたします。

本日、玉腰委員が欠席されておりますが、過半数を超えておりますので部会が成立していることをお知らせいたします。開会に先立ちまして、横田研究法人室長からご挨拶申し上げます。

(事務局：横田室長)

□ 平成30年度の第5回となりますが、本年初めての部会になります。今年もどうぞよろしく願います。本日は大変天気の悪い中、また年の当初ということでお忙しい中、皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

昨年については、4月に地方独立行政法人法が改正されて、初めて知事が道総研の業務実績評価を行うということになった年でした。皆様から貴重なご意見をいただいたうえで、知事評価を進め、無事に終わらせることができましたことを改めてお礼申し上げます。

本年につきましては、業務実績評価に加えて、5年に一度となります新たな中期目標の策定、また新たな中期計画の認可ということについてご意見を伺うこととなってまいりますので、引き続き、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日のこの会議ですが、報道等でご存じかもしれませんが、平成32年4月に開校予定となっております道の北海道林業大学校の敷地として林産試験場の土地を使うことから、林産試験場の土地・建物の一部について道総研としては使用しないこととなります。

それから、平成23年11月にすでに廃止しております旧さけます・内水面水産試験場道北支場の土地についても、道総研としては使用しないということが決定しましたため、これらを出資者であります道に不要財産として納付します。そのために知事の認可を行いますが、その認可に当たりまして、委員の皆様のご意見を伺うというための会議になっておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

以上簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願います。

(事務局：芹田参事)

□ 本日の議事については、お手元の次第のとおり、地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係

る知事の認可に関する評価委員会意見について、ご審議いただきます。なお、この議事については、部会の専決事項ではございませんので、この後開催する予定の評価委員会での議決事項になります。

それでは、これから先の議事の進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議事 地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る知事の認可に関する評価委員会意見について

(安藤部会長)

- 明けましておめでとうございます。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。限られた時間ではありますが、客観的かつ中立公正な立場から、活発かつ率直な議論と審議をしたいと考えておりますので、ご協力の程をよろしくお願ひいたします。本日の議事の進め方については、事務局の説明を受けてから委員の皆様のご意見をいただき審議してまいりたいとします。

それでは、議事に入らせていただきます。地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る知事の認可に関する評価委員会意見について、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局：屋木主任)

- 資料1をご覧ください。本件は、道総研では、道から道総研に出資した林産試験場の土地と建物のそれぞれ一部及び旧さけます・内水面水産試験場道北支場の土地について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったことを決定しました。その不要となった土地及び建物について、地方独立行政法人法の規定に基づき、道総研から知事あてに納付申請があり、知事がその認可をするに当たって、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものです。

「1 不要財産の概要」をご覧ください。今回、不要財産となるのは、まず(1)として林産試験場の土地及び建物の一部であり、当該財産は現在林産試験場の駐車場及び車庫として使用していますが、道が平成32年4月に開校予定の「(仮称)北海道立林業大学校」の敷地として使用するため、道へ納付するものです。北海道林業大学校については、資料2-2「(仮称)北海道立林業大学校基本計画」概要版をご覧ください。道が北海道林業大学校を設立する背景としましては、本道の人工林が利用期を迎え、伐採や植林などの林業生産活動が活性化している中、植林や保育、種苗生産といった分野の労働者の確保が難しくなっていることや、林業労働者の約3割が60歳以上と高齢者の割合が高いことなどから、森林づくりを担う人材を育成・確保することが森林資源の循環利用を着実に進めていく上で喫緊の課題となっていることから、現場作業の知識・技術を有し即戦力となり、将来、企業経営などの中核を担うことができる人材を育成するため、林業大学校を設立することとしました。修学者は、40歳以下の高等学校卒業程度の者を対象とし、修学期間2年間、1学年定員40人とする予定です。資料2-3として、計画の全体を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

資料1に戻りまして、今回道に返納する土地の所在地は、旭川市西神楽、敷地面積は、現在、詳細な面積を測量中ですが、64,728.56㎡のうち6,830.00㎡、出資価額は面積按分で1,038万1,600円。建物については1号車庫、こちらは床面積88.00㎡、出資価額は133万3千円、2号車庫、こちらは床面積52.65㎡、出資価額は13万1千円となっております。

資料2-1をご覧ください。林産試験場の敷地図面をつけておりますが、右下の赤い枠線で囲った敷地が林業大学校用地とするため道に納付する範囲です。その内側にある2つの車庫につきましても出資財産ですので、併せて納付の申請があったところです。現在は林産試験場の駐車場及び車庫として使用しておりますが、青い枠線で囲った場所に道が新たに代替の駐車場及び車庫を整備することとなっております。

資料1に戻りまして、1の(2)をご覧ください。旧さけます・内水面水産試験場道北支場の土地の納付です。増毛町暑寒沢の3筆で、面積及び出資価額はそれぞれ、1万2,151.10㎡、87万4,818円のもの、5,260.07㎡、37万8,699円のもの、6,437.71㎡、46万3,483円のものとなっております。資料3-1として、当該地の図面を添付しておりますのでご確認ください。

次に資料3-2をご覧ください。この土地を拡大したものです。納付に至るまでの経緯を説明しますと、同支場における土地と建物については道総研設立以前から、道がさけの種苗生産を行っており、平成22年4月の道総研設立時に道から出資を受けたものです。種苗生産放流事業として、引き続きさけの種苗生産を行う予定でしたが、同支場における道のさけ種苗生産放流事業が同年5月に終了したことにより、施設が使用休止となったことから、道総研において将来的な水産研究体制を検討した結果、活用が困難と判断し、関係者との協議を踏まえ、平成23年11月に廃止しています。建物については、道総研及び道において活用の見込みがないこと、土地の価格が低いのに対し、建物の解体には多額の費用を要することから、土地及び建物の様々な処分方策を検討していましたが、建物の老朽化により損壊箇所からの動物の侵入や事故発生の恐れがあるため、この度、道総研において予算措置の上、建物解体を行い、土地のみを道に納付することとしたものです。建物の赤色の部分が道総研所有、青色が道所有となっておりまして、道総研所有分につきましては、昨年12月25日に解体撤去が完了し、現在は更地の状態となっており、ピンク色の線で囲った部分が今回返納を受ける土地となっております。

「2 根拠法令」には、根拠となる地方独立行政法人法第42条の2を記載しております。手続きの実際の流れとしまして、「3 納付手続の流れ」をご覧ください。本日の評価委員会試験研究部会の審議を経て、このあと開催予定の評価委員会でご意見をお伺いしたうえで、3月に議会で議決を得て、知事の不要財産納付の認可、そして、別途、総務省に定款変更の申請をし、認可され次第、道総研から道へ土地が納付されることとなります。

「4 評価委員会の意見」をご覧ください。「意見なし」の場合として記載しておりますが、道が林業大学の開校にあたり、学校敷地として利用することになった林産試験場の土地及び建物の一部については、代替の駐車場及び車庫を道が整備するため、財産納付後も試験場の機能に影響がなく、また、旧さけます・内水面水産試験場道北支場は、廃止済みであることから、法人として将来にわたり業務を確実に実施する上で不要であり、道に納付することは、法令上問題がないものと事務局としては考えているところです。説明は以上です。

(安藤部会長)

- ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問、ご意見等はございますか。

(山本委員)

- 林業大学の基本計画については非常に良い計画であると思えますし、将来にわたって北海道の森を守っていく方達が地域に定着していただけたらということもあり、私としては評価をしております。基本計画の内容について申し上げてもよろしいでしょうか。

(事務局：芹田参事)

- 基本計画につきましては、水産林務部がこの大学を設置することとなっております、その計画を作ったのは水産林務部でありますので、私どもで答えられる範囲でお答えすることになります。

(山本委員)

- カリキュラムの内容を見ましたところ、非常に良い内容であると思えます。ただ、計画全体を通して思ったことはビジネスになるのかと。この大学を出た方達がきちんと森を管理することで、エネルギーにしても、木材を生かしていったり、森を守りながらビジネスを成長させていくようなシステムを構築するような基本計画であって欲しいというところに強く思いを馳せました。とても素晴らしいアイデアであります。希望に満ちた中で入って来られる方達が、大きな夢を叶えられるビジネスシステムへと。特にビジネス関係の先生もこのメンバーの中に入っていたらと思いました。というのはやはり、今までなぜ森が高齢者ばかりになったのかということ、やはり食べていけない現状があったからだと思えます。木材の値段が下がってきたということもあると思えます。それをどうやったら打破できるのかという事を昨年お聞きしたところ、エネルギーに関する技術があったりとか、いい木材をつくる技術等があったりとかも聞いておりますので、全体的に必要なことを活用してきちんと

した北海道における林業というビジネスが成り立つような形にもっていくために、経営関係の先生が必要かなと思います。調べましたところ、スウェーデンの事例ですが、林業が先進ビジネスになっている。基本的に計画的に樹種や太さやいろいろなものをデータ化して、それを市場にどうやって繋げるのかということまでを機械化もそうですし、きちんと計画をしていくという事例を発見しましたので、そういったことでありますし、北海道ではAI技術を使う、衛星データの解析技術を使うということで樹種を把握して、お金になる林業ということまでもって行っていただけたらということ強く感じました。以上です。

(安藤部会長)

- 今ご指摘があった林業大学校については、北海道水産林務部が計画を立てて、そちらの方で今後行っていくものであり、評価委員会として何かする話ではないと思います。それについては将来的に中身ができた後に、道総研との連携も入っていますので、道総研と道が林業大学校との繋がりはどういうふうにしていくべきかという、その時にすべき話であって、本日は不要財産の納付について意見を述べるという趣旨ですがよろしいでしょうか。

(山本委員)

- はい。

(安藤部会長)

- 資料2-1の図面の右下の赤い四角のところが不要財産の対象でよろしかったですね。ここに1-1、1-15と書いてあり建物のように見えますが、これは建物ではないのですか。

(事務局：屋木主任)

- 建物ではありません。

(安藤部会長)

- 建物は1号車庫と2号車庫だけですか。

(事務局：屋木主任)

- はい。そうです。

(安藤部会長)

- 他にご質問、ご意見等がございますか。
先程、大学校に対する期待する意見はありましたが、不要財産の納付に関しての修正意見をまとめたいと思います。そちらの修正意見は特段なしということによろしいですか。

(委員同意)

(安藤部会長)

- それでは、評価委員会の意見としては、不要財産の納付に係る知事の認可に関する評価委員会意見としては、当部会としては、案のとおり「意見なし」とすることにしたいと思います。

(委員同意)

(安藤部会長)

- それでは、そのように決定させていただきます。本日の議事は以上となりますが、委員の皆様から何かございますか。

(発言なし)

(安藤部会長)

- これをもちまして試験研究部会を終了いたします。この後は事務局からお願いします。

(事務局：芹田参事)

- 安藤部会長ありがとうございました。引き続き、この会場において評価委員会を開催いたしますので、よろしくお願いします。これをもちまして、平成30年度第5回試験研究部会を終了させていただきます。ありがとうございました。